

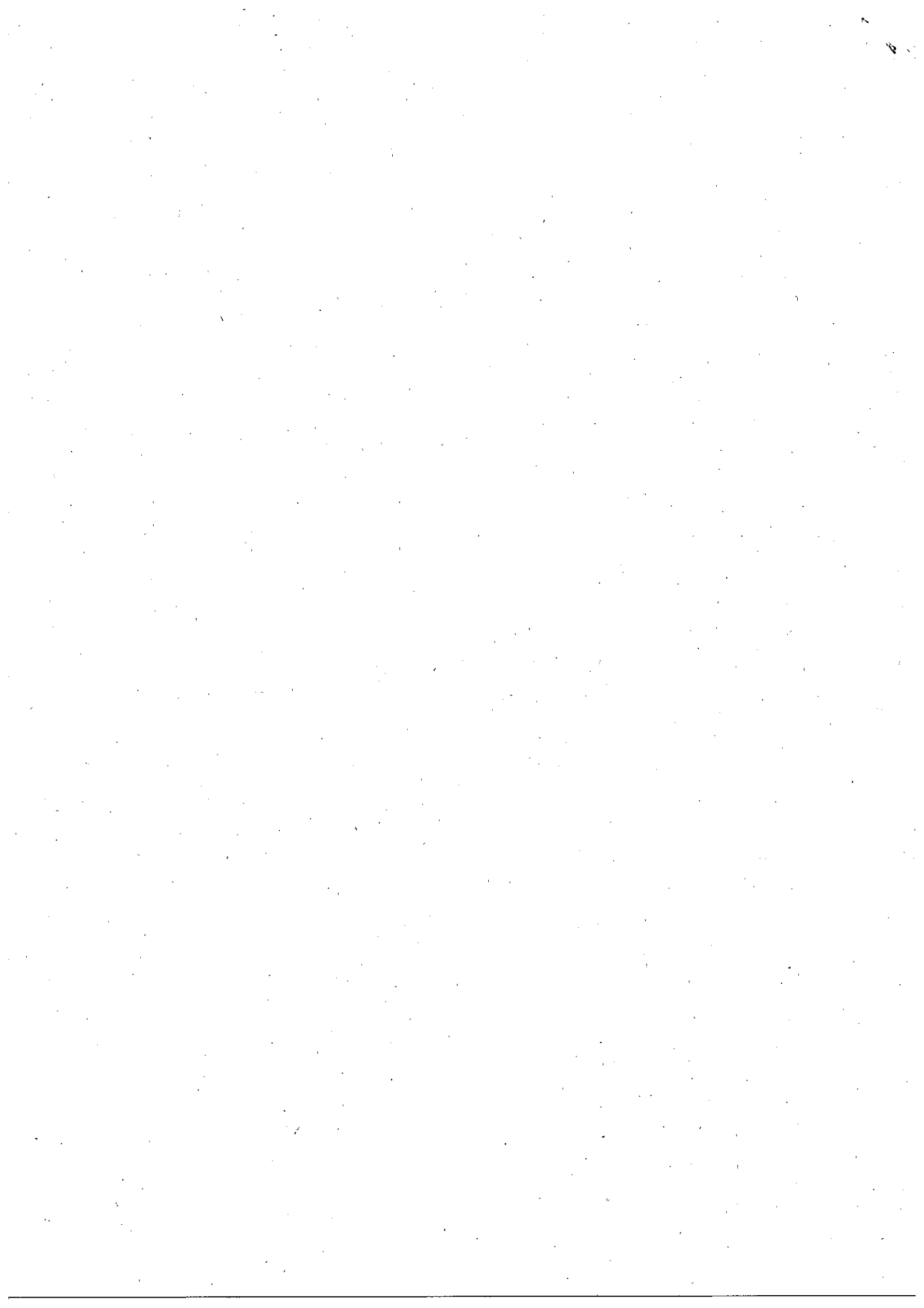
第28号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

<目次>

	(ページ)
1 改正理由	1
2 改正内容	1
3 附属機関の概要	
(1) 長崎市DX推進委員会	2~4
(2) 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会	5~8
4 新旧対照表	9
【参考】附属機関の設置数	10

総 務 部
土 木 部

令和3年2月



長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、2に記載のとおり市長に属する附属機関を設置したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

【参考】

地方自治法（抜粋）

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

2 改正内容

(1) 附属機関の設置

	名称	担任事務
①	長崎市DX推進委員会	都市全体のデジタル化の推進に関する必要な事項の調査審議に関すること。
②	長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会	平和公園の再整備に係る基本計画の策定に関する重要事項の調査審議に関すること。

(2) 施行日

令和3年6月1日

3 附属機関の概要

(1) 長崎市DX推進委員会（事務局：情報政策推進室）

ア 設置目的

コロナ禍において明らかとなったデジタル化の遅れを取り戻すため、社会全体のデジタル化が急速に進もうとしている。

長崎市としても地域の実情を踏まえ、この流れに遅れることなく計画的にデジタル化を進めるため、地域における課題、デジタル技術の現状と発展の見込み等を的確に把握する必要がある。

そこで、今後、都市全体のデジタル化の方向性などについて、デジタル技術の現状や今後の発展についての見識がある者、実際にデジタル技術を活用して事業を行っている者、経済活動等を通じて様々な課題解決に取り組んでいる者等に意見と必要な事項の調査審議を求めるため、長崎市DX推進委員会を設置するもの。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）

：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変換させること

イ 審議内容

長崎市DX推進計画の策定及び関連事業の実施にあたり、意見の具申を行うとともに、その内容について評価するなど必要な事項の調査審議を行うもの。

ウ 開催回数

令和3年度 5回開催予定

エ 委員構成

10人以内（学識経験のある者、ICT業界、情報通信業界、金融関係機関を代表する者、公募市民など）

オ スケジュール案

(ア) 令和3年度

時期	内容
令和3年6月1日	長崎市DX推進委員会 設置
令和3年6月	第1回 委員会開催
令和3年8月	第2回 委員会開催

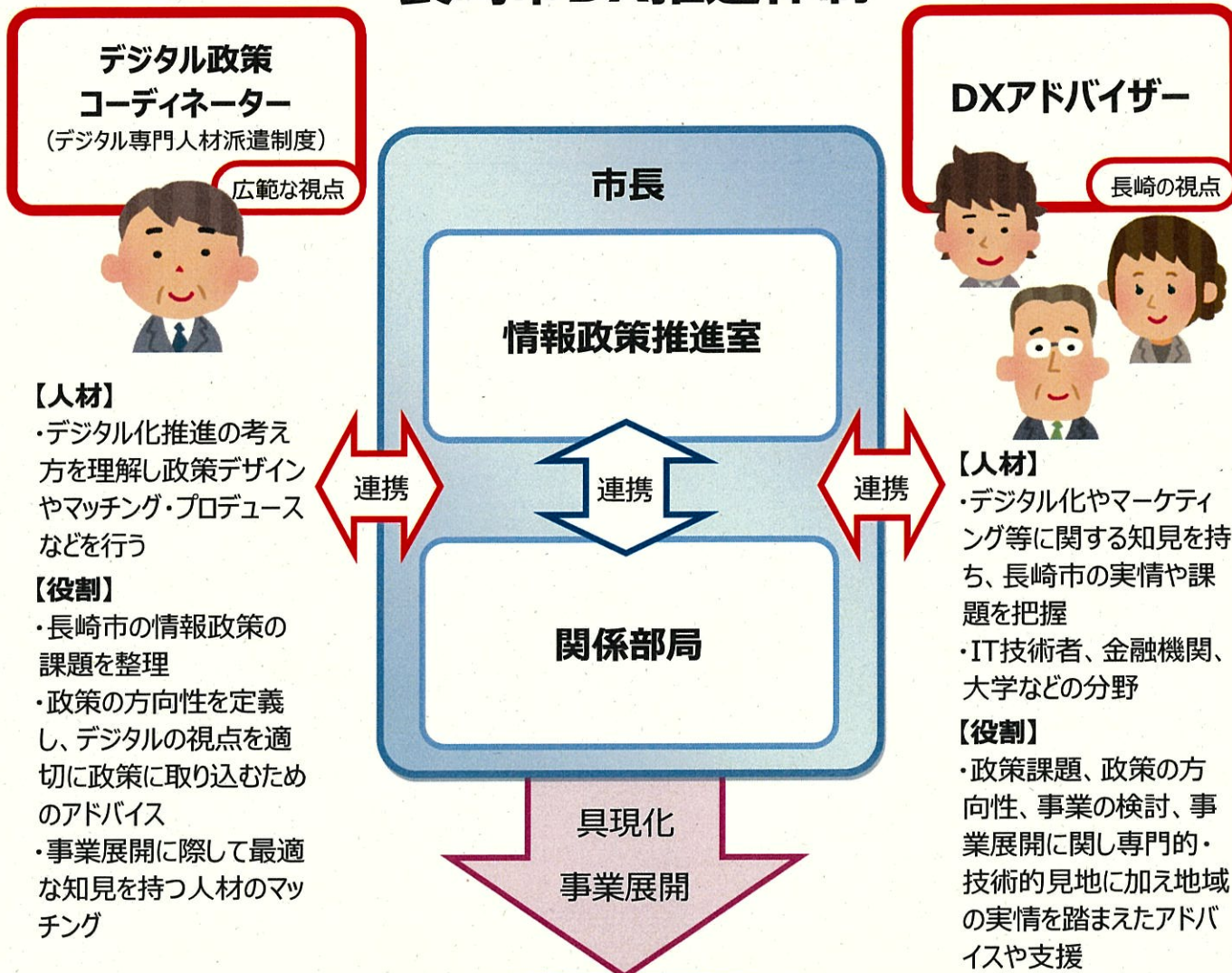
時期	内容
令和3年9月	第3回 委員会開催
令和3年11月	第4回 委員会開催
令和4年2月	第5回 委員会開催

(イ) 令和4年度以降

長崎市DX推進計画に掲げる事業の実施に係る調査、分析及び評価について

長崎市DX推進体制

□:外部人材



**DX推進計画の策定
(計画に基づく政策推進)**

調査・研究
審議

長崎市DX推進委員会 附属機関



【委員構成】 ※10名以内
・学識経験者、ICT業界、情報通信業界、金融関係機関、公募市民など

【担当事務】
・都市全体のデジタル化の推進に関する必要な事項の調査審議

※DX (デジタル・トランスフォーメーション)
: ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変換させること

(2) 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会（事務局：土木部土木企画課）

ア 設置目的

現行の「平和公園再整備基本計画」は平成6年3月に策定し、その後、同計画に基づき、順次、再整備を進め現在に至っている。

同計画の策定から27年が経過する中、長崎県において事業化の検討が進められている地域高規格道路長崎南北幹線道路が、平和公園内の複数のスポーツ施設の上空を通過することが想定されているなど、平和公園を取り巻く状況等に変化が生じていることから、同計画を見直す必要がある。

平和公園は多くの市民の方々に広く利用されている重要な公園であることから、再整備基本計画の策定に当たっては、都市づくりの考え方や周辺の土地利用の変化等を踏まえ、そのあり方やスポーツ施設の再配置などについて、多様な関係者や関係機関の参画のもと公平・中立性の見地から審議を行うべきであることから、長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会を設置するもの。

イ 審議内容

平和公園を取り巻く状況、現状、課題などを整理し、平和公園全体の基本方針、西地区における整備方針やスポーツ施設の再配置などについて審議を行う。

ウ 開催回数

令和3年度 4回開催予定

エ 委員構成

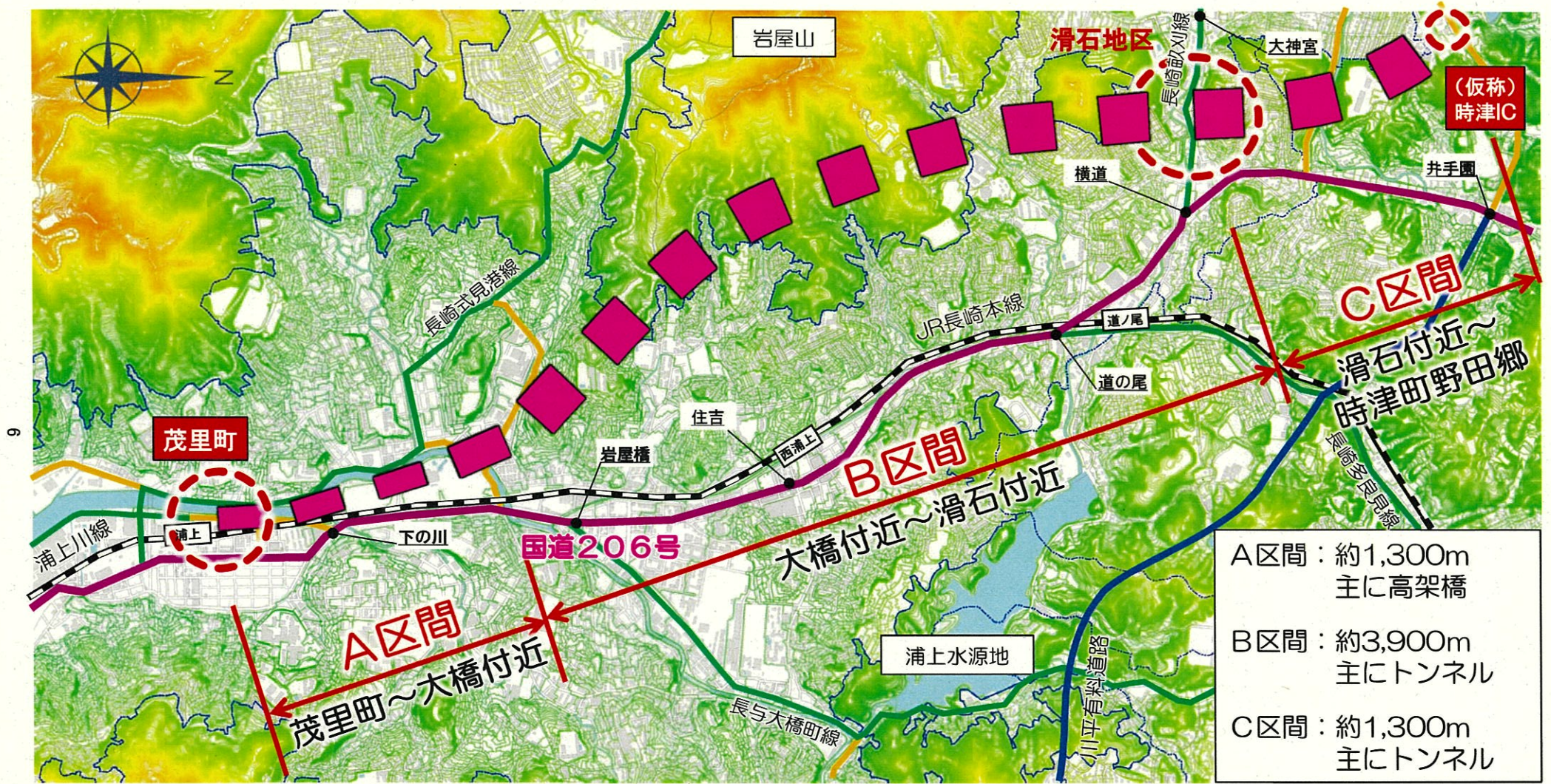
20人以内（学識経験のある者、スポーツ関係団体、平和関係団体を代表する者、公募市民など）

オ スケジュール案

時期	内容
令和3年6月1日	長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会 設置
令和3年7月	第1回 委員会開催
令和3年9月	第2回 委員会開催
令和3年11月	第3回 委員会開催
令和4年2月	第4回 委員会開催

平面図 (選定ルートト帯)

(長崎南北幹線道路ルート選定委員会提言書 (R2.3) より)



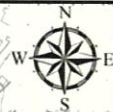
A区間：浦上川の左岸（公園側）を通るルート

B区間：市街地と山地の中間付近を通るルート

C区間：滑石地区のインターチェンジと（仮称）時津インターチェンジを最短で結ぶルート

○ | Cの位置

平和公園再整備基本計画（平成6年3月）



【基本方針】 地区全体：「平和の森」（－平和を願い、実践していく交流公園－）

- ・公園全体は、長崎全市及び中央地区のシンボリックな公園とする
- ・平和公園を中心に、周辺の公園、レクリエーション施設、原爆のメモリアル施設とのネットワークを図る

西地区：「市民交流、自然公園のゾーン」

東地区：「平和を祈り、願うゾーン」

C 願いのゾーン（祈念像地区）

- ・祈念像に込められる平和の願いを展開するゾーン
- ・平和祈念式典が行われる場

B 祈りのゾーン（中心地地区）

- ・平和の原点となる祈りのゾーン
- ・各種の碑、モニュメントの展示空間
- ・斜線緑地は記念碑の展示空間であるとともに、学びのゾーンとの連続性を強化する場

A 学びのゾーン（長崎原爆資料館地区）

- ・被爆の惨禍や、平和の尊さを学ぶゾーン
- ・平和公園の東側の入口となるゾーン

E スポーツのゾーン（西地区－北ゾーン）

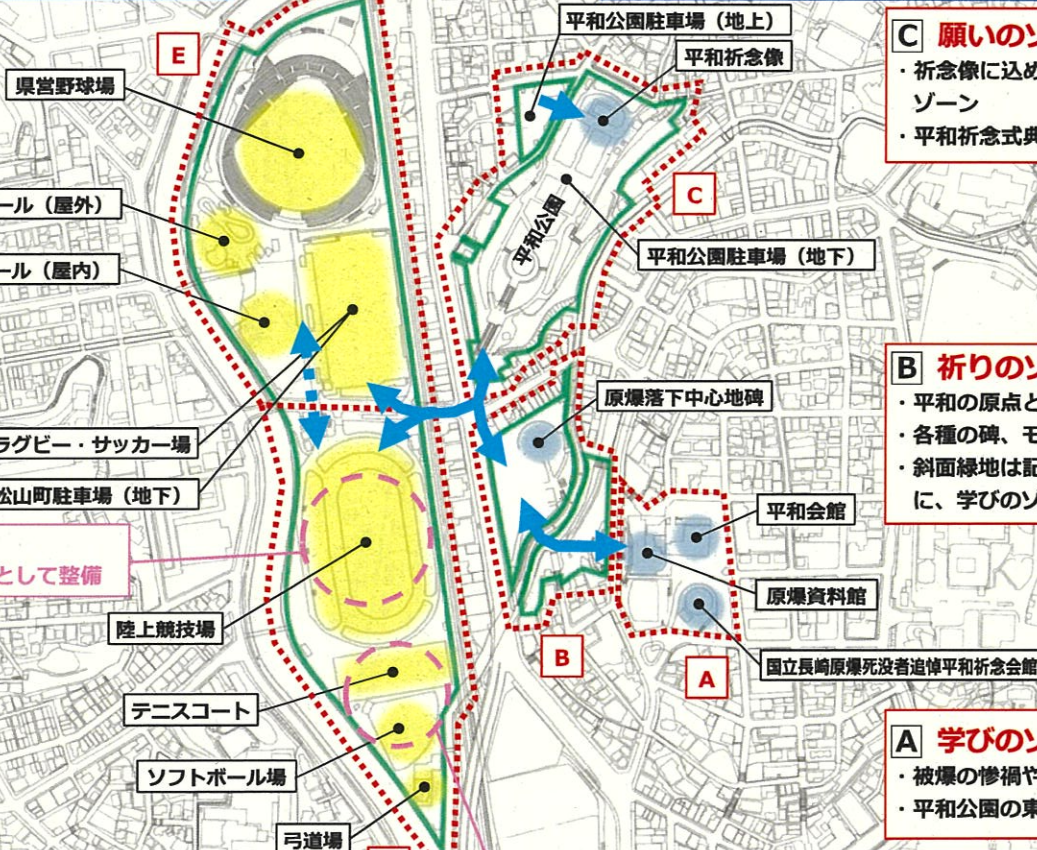
- ・平和の願いを育む健康スポーツゾーン
- ・スポーツを通じた交流拠点

D 広場のゾーン（西地区－南ゾーン）

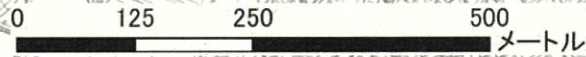
- ・平和の願いにより培われる都市の自然を象徴するフィールド
- ・水や緑とのふれあい空間

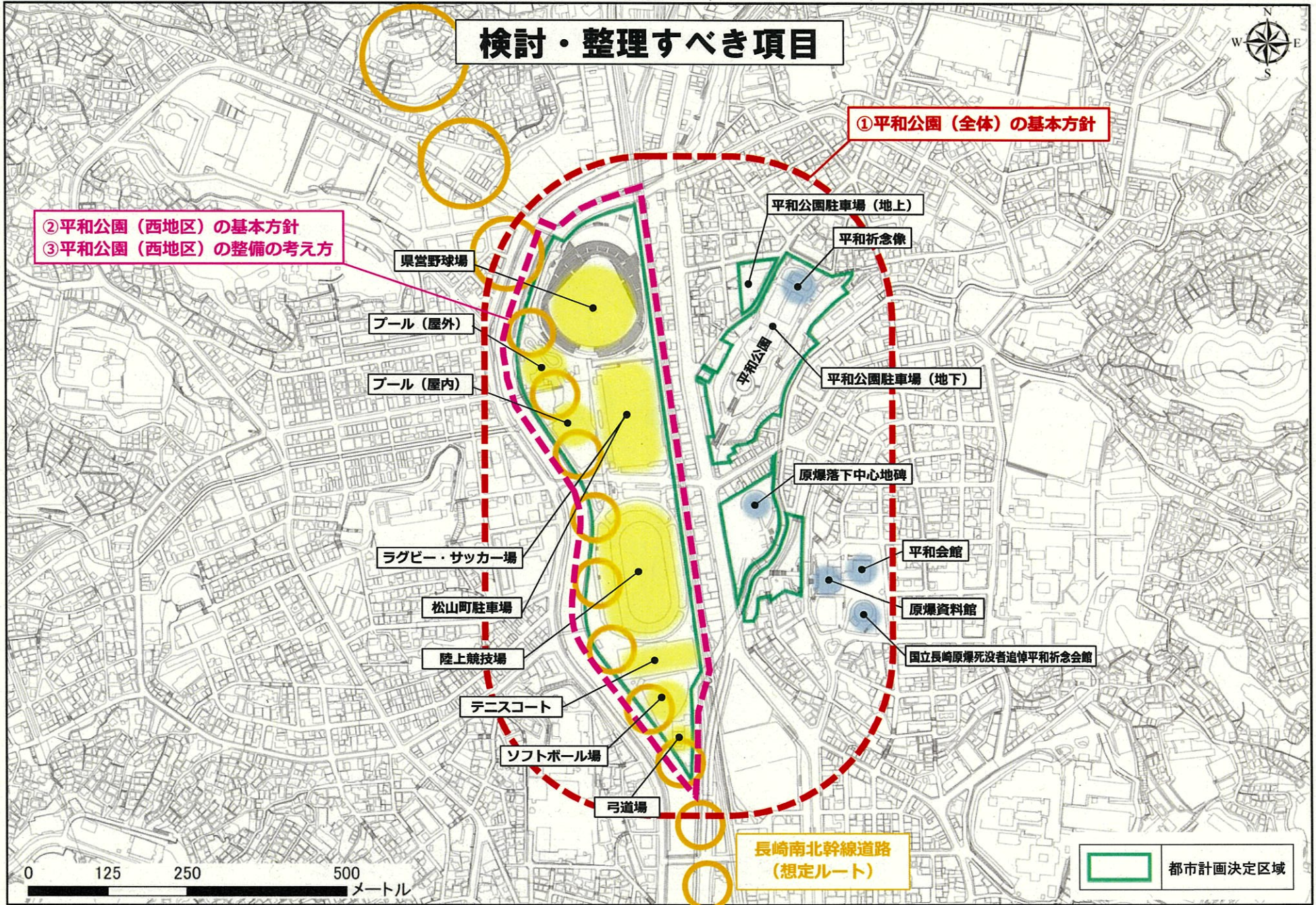
当面は競技場
将来的には多目的広場として整備

当面はテニスコート、ソフトボール場
将来的には緑の森に



	都市計画決定区域
	メインアプローチ
	サブ " (一部)





4 新旧対照表

改正後			改正前		
長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで (略)			長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで (略)		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務	附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	長崎市火葬場整備計画審議会	長崎市もみじ谷葬斎場の建替えに関する重要事項の調査審議に関すること。		長崎市火葬場整備計画審議会	長崎市もみじ谷葬斎場の建替えに関する重要事項の調査審議に関すること。
	長崎市DX推進委員会	都市全体のデジタル化の推進に関する必要な事項の調査審議に関すること。	教育委員会	(略)	(略)
	長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会	平和公園の再整備に係る基本計画の策定に関する重要事項の調査審議に関すること。	上下水道事業管理者	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)			
上下水道事業管理者	(略)	(略)			
別表第2 (第2条関係) (略)			別表第2 (第2条関係) (略)		

【参考】**附属機関の設置数**

設置根拠	R3. 2. 1	R3. 4. 1	R3. 6. 1 (改正後)
附属機関条例（別表第1）	66 機関	64 機関 (※1)	66 機関 (※2)
附属機関条例（別表第2）	6 機関	6 機関	6 機関
個別条例	35 機関	35 機関	35 機関
法令等	15 機関	15 機関	15 機関
合計	122 機関	120 機関	122 機関

【備考】附属機関条例（別表第2）は類型の附属機関、附属機関条例（別表第1）はそれを除く附属機関

※1 長崎市住宅政策協議会 R3. 3. 31 廃止

長崎市立長崎商業高等学校学科改編審議会 R3. 3. 31 廃止

※2 長崎市DX推進委員会、長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会の設置